

ハンセン病問題を正しく理解しましょう



国立療養所菊池恵楓園 隔離壁跡



菊池恵楓園 社会交流会館展示品

ハンセン病問題とは

ハンセン病は、細菌(らい菌)によって引き起こされる感染症で、末梢神経がまひし、指先などの感覚が低下したり皮膚が膨らんだりする病気です。感染力はたいへん弱く、日常生活で感染することはありません。昭和22年にプロミンという特効薬が使用されて以降は、患者の症状は劇的に回復しました。

しかし、ハンセン病の治療法が確立されていないころは、外見上に特徴的な変化が生じることもあり、患者は差別の対象になりました。患者は、国の誤った「隔離政策」によって強制的に療養所に収容されました。人里離れた療養所に患者が送られていく光景は、ハンセン病は恐ろしい病気というイメージを植え付け、差別や偏見を助長していったのです。また、ハンセン病に対する正しい理解がない中、遺伝するという誤解から、患者同士が療養所の中で結婚しても子どもをもつことは許されませんでした。そのため、患者の中には、人形をわが子のようにかわいがっていた人もいました。(写真下)

平成8年に、国は政策の誤りを認め、患者を隔離するという法律(「らい予防法」)を廃止し、患者に謝罪しました。しかし、ホテルの宿泊を拒否されるなど、根強い差別と偏見が残っているため、多くの回復者(元患者)がふるさとに帰ることができずに療養所で生活をしている現状が今でもあります。

(平成26年5月現在、全国で1,847人が生活しています。)

ハンセン病問題の解決にむけて

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定されました

ハンセン病の回復者が、地域から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことができる基盤整備は大きな課題です。こうした問題の解決を促進するため、平成20年6月に成立、平成21年4月から施行されました。

＜基本理念から一部抜粋＞

何人も、ハンセン病の患者であった者等に対してハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

小・中学校でもハンセン病の問題について学習しています

小・中学校の教科書には、平成14年のハンセン病訴訟で政府との和解が成立したことが掲載されています。昨年度小郡市内の小学校で、ハンセン病について学習した児童の感想です。



正しいことを知って大事な
なと思いました。それは、知らないから差別をすることもあつたからです。これからは、正しいことを知るのが大切にしていきます。



ハンセン病問題などの人権や差別の問題について考えるとき、一つひとつの問題を正しく理解し、当事者の思いを想像することが、差別や偏見をなくしていくことの第一歩になります。そして、自分の考えをふり返り、自分にできることは何かを考えることが、差別や偏見をなくす行動につながっていくのではないのでしょうか。

● 問合せ先 人権・同和教育課 ☎72-2111(内線532)